

住宅リフォーム補助金制度

栄町役場からのお知らせ

栄町では、町への定住・移住の促進と住環境の向上、町内産業の活性化を図るため、住宅リフォーム費用の一部を補助します。

受付期間

4月7日(月)から12月19日(金)まで

【申請は、工事着工前に！】

※補助金交付決定前にリフォーム工事を行った場合は、補助金の交付が受けられません。
また、補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

対象住宅

住宅または、併用住宅 ※住宅部分のみが対象

(既に、栄町住宅リフォーム補助金を利用した住宅を除く)

対象者

- ①対象住宅を所有し、自ら居住しているかた
 - ②町外から転入するために、自らが居住する対象住宅を購入したかた
 - ③町内の賃貸住宅などから転居するために、自らが居住する対象住宅を購入したかた
- ※②と③の場合、リフォーム工事を行う時点で、対象住宅(中古住宅)を所有していなければなりません
- ・対象住宅に、10年以上継続して居住するかた
 - ・栄町の住民基本台帳に記録されているかた
 - ・町税を滞納していないかた(世帯全員)
 - ・栄町住宅リフォーム補助金の交付を受けていないかた

対象となるリフォーム工事

- ・町内の事業者が行う工事(町内に本店がある法人事業者または、町内に住所がある個人事業者)
 - ・200,000円以上の工事
 - ・補助対象工事は、浴室、台所、トイレ、床、畳、天井、内外壁などの工事で、既存住宅の改築及び増築工事
 - ・工事が、令和8年3月19日以前に完了すること
- ※新築や別棟の増築は対象となりません。また、同じ工事箇所について、町で行っている他の補助制度を利用している場合は対象となりません

補助金額

住宅リフォーム工事費用の10分の1で、上限額は

100,000円

(千円未満切り捨て)

申請方法

補助金の交付を希望するかたは、**対象住宅のリフォーム工事を着手する前に**、次の書類を添付して、申請してください

- ①登記事項証明書、登記完了証など、対象住宅の所有権を証明する書類
- ②対象住宅のリフォーム工事に係る契約書または請書の写し
- ③対象住宅のリフォーム工事の内容を明らかにする図面及び見積書
- ④対象住宅のリフォーム工事に着手する前の施工予定箇所の写真

主な補助対象工事

外 部	屋根の葺き替え、塗装、修繕／外壁の張替え、塗装、修繕／雨どいの取替え、修繕／窓、ガラス、サッシ、網戸の取付け、取替え／玄関、勝手口などの出入口のドアの取替え／土台、基礎の修繕、補強／雨戸、ルーバー、面格子の取付け、取替え
内 部	床、壁、天井の内装材の張替え／畳の入替え、表替え／ドア、ふすま、障子の取替え、ふすまの表替え／造り付け家具の取付け、取替え／間取りの変更に伴う間仕切り壁の設置
設 備	ユニットバスへの取替え、浴室の改修／洗面台の新設、交換／便器の交換、洋式トイレ便器を含めた温水洗浄便座への交換、トイレ内の改修(便座の交換のみの工事は対象外)／システムキッチン(換気扇、レンジフード、吊戸棚を含む)への取替え／内部工事に関連して行う配線、コンセント設置その他の電気設備工事、住宅火災報知機の新設、取替え
増改築	住宅の増築、一部改築(別棟(離れ)の増築は対象外)

※物置、車庫、カーポート、ウッドデッキ、バルコニーなどの外構工事は、補助対象外です

栄町企画財政課 定住移住推進班

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台 1-2 ☎0476-33-7773 (直通)

